

# 第6期 高浜市

## 介護保険事業計画

## 高齢者保健福祉計画

住み慣れた地域で

みんながいきいき暮らせるまち



平成27年3月

## この計画は・・・

高齢者の「介護」を社会全体で支えるための制度として介護保険が始まって15年が経過しました。私たちの生活の中に着実に定着してきた制度ですが、サービスの利用が増えるに従い給付される費用も年々増大しています。

高浜市では、介護サービスの量を見込み、地域全体で高齢者を支える取り組みを具体的に進めるための計画を3年ごとに策定しています。

このほど平成27～29年度を期間とする「第6期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定しました。



### 法的な根拠

この計画は、介護保険法に定められている市町村介護保険事業計画と老人福祉法に定められている市町村老人福祉計画を一体化した計画です。

### 計画の期間

平成27年度～平成29年度

## この計画の基本理念は・・・

### 住み慣れた地域でみんながいきいき暮らせるまち

厚生労働省が平成25年7月31日に公表した市区町村別平均寿命によると、高浜市の平均寿命は、男が80.0歳、女が86.4歳でした。男女ともに平均寿命が80歳を超え、まさしく長寿社会となった本市において、介護などの必要がなく健康で暮らせる健康寿命の延伸は大きな課題といえます。高齢者ができるだけ長く健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防を推進するとともに、高齢者が持てる能力を地域のため最大限に活かせる“場”を整えていくことが重要です。

また、高齢者が地域において安心して暮らし続けるためには、介護保険をはじめ公的なサービスによる支えとともに、市民同士の支え合いが重要となります。しかし、一人暮らしなど高齢者のみの世帯の増加や、市民の生活スタイルの変化などにより、ご近所をはじめ地域に対する関心が薄れ、地域社会が本来持っていた互助の力が弱くなっていることも事実です。今後は、こうした地域の力が再生し、地域全体が活性化するような取り組みを高齢者福祉の視点で考えていく必要があります。

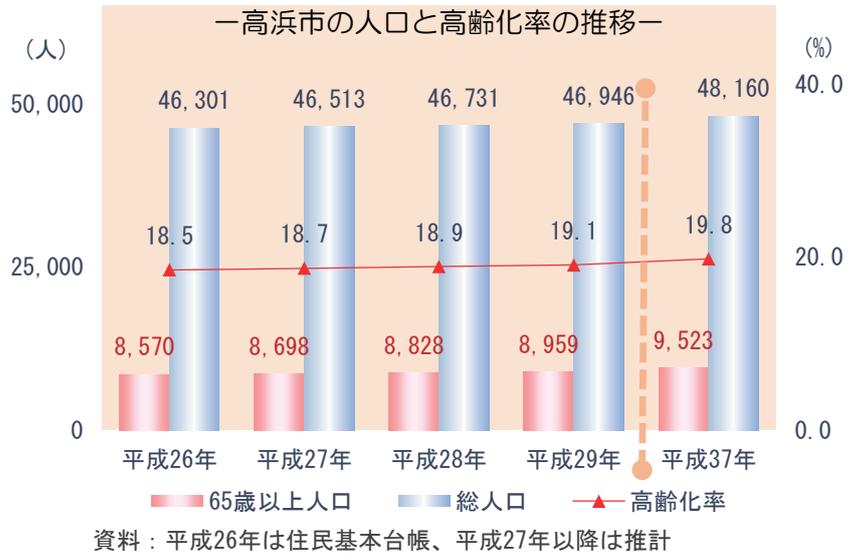
こうした背景のもと、本計画においては、誰もが住み慣れた地域において健康で生きがいを持って暮らすことができ、介護が必要な状態になっても安心して住み続けられるまちづくりをめざします。



# 高浜市の高齢化等の現状

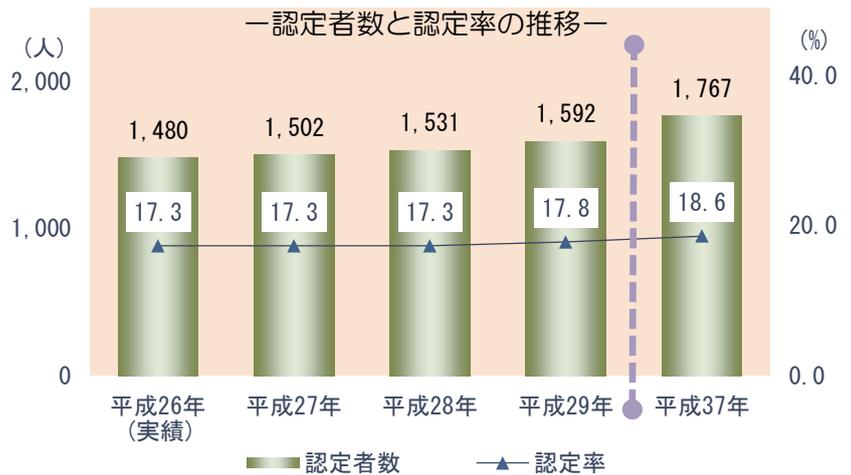
## （高齢化の進展）

平成26年9月末日現在、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は8,570人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は18.5%です。第6期計画の最終年度の平成29年には8,959人、高齢化率は19.1%になると予測されます。



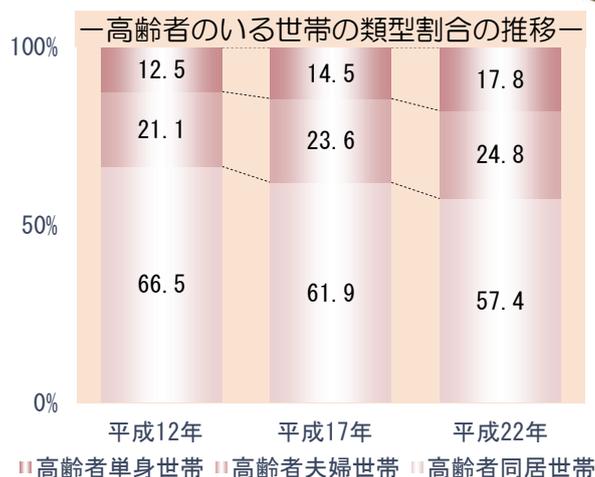
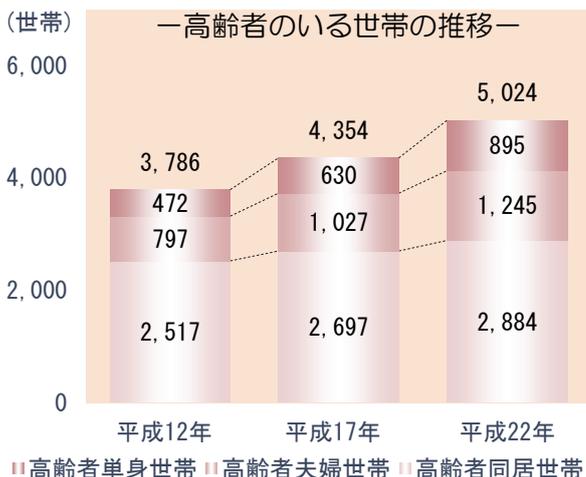
## （認定者数の増加）

介護保険では、原則として介護が必要であることの認定を受けた人がサービスを利用できます。高浜市の平成26年9月末日の認定者数は1,480人です。認定者数の推計では、平成29年9月末日には1,592人になると予測されます。



## （高齢者のいる世帯の推移）

国勢調査により、介護保険制度が始まった平成12年と平成22年の高齢者のいる世帯を比較すると、高齢者単身世帯（ひとり暮らし高齢者）は1.9倍、高齢者夫婦世帯は1.6倍に増加しています。



# 計画の体系

## 基本理念

住み慣れた地域でみんながいきいき暮らせるまち

## 基本目標

要支援にならない・させない・戻らない

I 地域共生の基盤づくり

II 安心して暮らすための介護サービスの基盤づくり

III 参加と支え合いによる介護予防と生活支援の仕組みづくり

IV いきいきと暮らせる環境づくり

～たかしま版地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進～

～安心を担保する介護保険事業の推進～

～地域資源を活用した介護予防と生活支援の推進～

～生涯現役のまちづくりと就労支援の推進～

① 高齢者の孤立化防止

② 居場所・出番のある地域づくり

③ 住民が主体となった生活支援サービス

<施策展開の基本的な視点>

④ 団塊世代と男性の地域活動参加

⑤ 認知症予防の推進

⑥ 医療との連携

施策の展開



## I 地域共生の基盤づくり

～たかはま版地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進～

誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、本市の地域資源を最大限活用するとともに、地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

### 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの拠点におけるネットワークの充実・強化 ●地域包括支援センターの機能強化 等	4 高齢者の権利擁護の充実 ●権利擁護支援センターの充実 等
2 在宅医療と福祉・介護の連携体制の構築 ●在宅医療・介護の支援体制の充実 等	5 住環境に関する支援 ●養護老人ホーム・ケアハウス(軽費老人ホーム) 等
3 認知症支援体制の構築 ●認知症支援対策の推進・認知症高齢者の居場所づくり 等	6 安全・安心のまちづくりの推進 ●避難行動要支援者支援事業の普及 等

## II 安心して暮らすための介護サービスの基盤づくり

～安心を担保する介護保険事業の推進～

介護保険法では、利用者がサービスを選択できることが求められています。そこで、居宅サービスをはじめ、施設・居住系サービスなど必要とされる介護保険サービスを十分に確保するとともに、サービスの質の確保と向上に努め、居宅、施設を問わずどこで生活していても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるような環境を整備します。また、引き続き本市独自の介護給付を実施していきます。

### 施策の展開

1 人口および認定者数の推計	5 上乘せ・横だしサービスの方向性
2 居宅サービスの現状と見込み	6 介護保険事業費の見込み
3 施設・居住系サービスの現状と見込み	7 介護保険料の見込み
4 地域密着型サービスの整備方針	



### III 参加と支え合いによる介護予防と生活支援の仕組みづくり

～地域資源を活用した介護予防と生活支援の推進～

高齢者の生活機能の維持向上を積極的に図り、介護が必要な状態にならないよう、積極的な参加と支え合いによる身近な場所における地域ぐるみの介護予防を推進していきます。



#### 施策の展開

- |                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| <b>1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の導入</b> | <b>2 在宅生活支援の充実</b> |
| ●本市における事業の展開 等                 | ●配食サービス事業 等        |

### IV いきいきと暮らせる環境づくり

～生涯現役のまちづくりと就労支援の推進～

幅広い世代の人たちと交流しながら、高齢者が自身の存在価値を実感できる場を創出することが、生きがいづくりでは重要です。高齢者は支えられる存在ではなく、高齢者が地域を支えるもしくは高齢者同士で支え合うという視点で、高齢者を地域を担う重要なマンパワーとして位置づけ、その活動を積極的に支援するとともに、団塊の世代の地域における活動の場づくりを推進します。

#### 施策の展開

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| <b>1 生きがい活動の推進</b>     | <b>2 就労の促進</b>    |
| ●生涯現役のまちづくり事業の推進・発展    | ●シルバー人材センターとの連携 等 |
| ●いきいき健康マイレージ事業の推進・発展 等 |                   |

#### いきいき健康マイレージ事業



高浜市社会福祉協議会まで、お気軽にお越しください。

#### 【登録する】

社会福祉協議会で参加登録すると、ポイント通帳が交付されます。

#### 【活動する】

1年間活動に参加して、通帳にポイントを貯めます。

#### 【交換する】

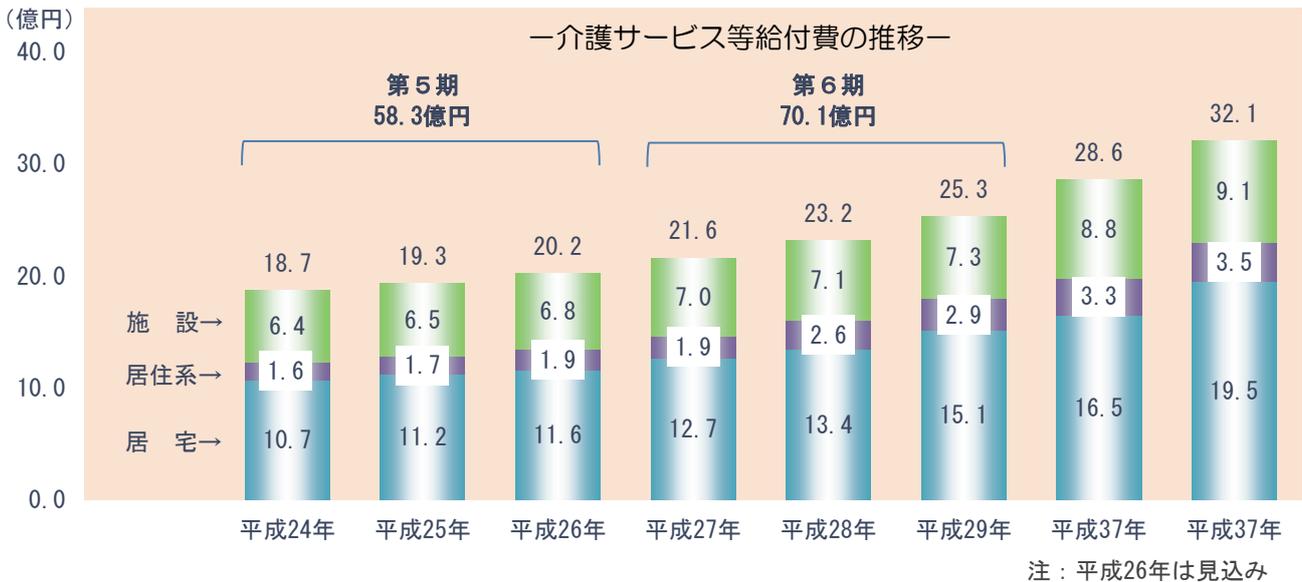
貯めたポイントを希望商品と交換します。また、更新手続きもできます。



# 介護保険財政

## (介護サービスにかかる費用の推移)

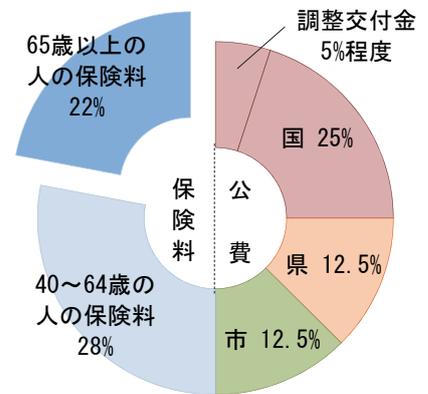
認定者の増加に伴い、居宅サービス（訪問介護や通所介護など）、居住系サービス（認知症高齢者グループホームなど）、施設サービス（特別養護老人ホームなど）の利用が増えます。これら介護サービスにかかる給付費をみると、第5期（平成24～26年度）は3年間で約58億円ですが、第6期にあつては、約70億円となる見込みです。



## (介護保険の財源)

介護保険給付に必要な費用は、半分が国、県、市の税金、半分が40歳以上の人の保険料でまかなわれています（40～64歳の人28%、65歳以上の人22%）。

上記の介護サービス等給付費に、その他必要な費用を加えた標準給付費、介護予防などにかかる地域支援事業費などを含めて推計すると、第6期における65歳以上の人の負担分は約17億9,300万円となります。



※国の負担は25%ですが、うち5%程度を調整交付金として市町村間の格差を是正します。

## (第6期介護保険料の算定)

保険料収納必要額	給付費（標準給付費＋地域支援事業費）×22%	[16億6,400万円]
	＋調整交付金相当額との差額	[ 9,300万円]
	＋保健福祉事業等	[ 1億3,600万円]
	－介護給付費準備基金取り崩し額	[ 1億円]
		17億9,300万円

介護保険料  
(65歳以上)

65歳以上の人口（平成27～29年の合算数）  
27,759人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します。

第6期（平成27～29年度）の介護保険料は次のとおりとなります。なお、一人ひとりの保険料は、所得水準によって分かれています。第5期は12段階を採用していましたが、第6期からは、みなさんの負担能力に応じたきめ細かな保険料を設定するため、所得段階を16段階としました。

所得段階	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額	対象者	
第1段階	×0.45	2,466円	29,592円	市民税世帯非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第2段階	×0.65	3,562円	42,744円		合計所得と課税年金収入の合計が120万円以下
第3段階	×0.70	3,836円	46,032円		合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第4段階	×0.85	4,658円	55,896円	市民税世帯課税 かつ 本人非課税	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第5段階	×1.00	5,480円	65,760円		合計所得と課税年金収入の合計が80万円超
第6段階	×1.15	6,302円	75,624円	市民税本人課税	前年合計所得が120万円未満
第7段階	×1.20	6,576円	78,912円		前年合計所得が120万円以上125万円未満
第8段階	×1.30	7,124円	85,488円		前年合計所得が125万円以上190万円未満
第9段階	×1.40	7,672円	92,064円		前年合計所得が190万円以上200万円未満
第10段階	×1.50	8,220円	98,640円		前年合計所得が200万円以上290万円未満
第11段階	×1.70	9,316円	111,792円		前年合計所得が290万円以上350万円未満
第12段階	×1.75	9,590円	115,080円		前年合計所得が350万円以上500万円未満
第13段階	×1.80	9,864円	118,368円		前年合計所得が500万円以上600万円未満
第14段階	×1.85	10,138円	121,656円		前年合計所得が600万円以上700万円未満
第15段階	×1.95	10,686円	128,232円		前年合計所得が700万円以上850万円未満
第16段階	×2.00	10,960円	131,520円		前年合計所得が850万円以上

※平成27年4月から、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられました。これによって、第1段階の保険料率が軽減される予定です。なお、消費税率10%への見直しが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体を対象として保険料率が軽減される予定です。

介護保険料は介護サービスにかかる給付費をまかなうための、大切な財源です。65歳以上の被保険者の方一人ひとりに保険料を負担していただくこととなりますが、社会全体で支えていく制度であることをご理解いただき、納付いただくようお願いいたします。

高浜市 第6期  
介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 概要版

平成27年3月  
発行◆◇高浜市  
編集○●福祉部 介護保険・障がいグループ  
〒444-1334  
愛知県高浜市春日町五丁目165番地  
いきいき広場内  
TEL 0566-52-9871 FAX 0566-52-7918  
URL <http://www.city.takahama.lg.jp/>

